

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施状況（令和5年4月1日時点）

①訪問型サービス

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定

基準	現行の 訪問介護相当	多様なサービス			
サービス 種別	①訪問介護	②訪問型 サービス A (緩和した基準に よるサービス)	③訪問型 サービス B (住民主体によ る支援)	④訪問型 サービス C (短期集中予防 サービス)	⑤訪問型 サービス D (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による 身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自 主活動として 行う生活援助等	保健師等によ る居宅での相 談指導等	移送前後の 生活支援
対象者と サービス 提供の考 え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用し ているケースで、サービ スの利用の継続が必要な ケース ○以下のような訪問介護 員によるサービスが必要 なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により 日常生活に支障がある症 状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化 しやすく、専門的サービ スが特に必要な者 等 <p>※状態等を見ながら多様 なサービス利用を促進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体に よる支援等「多様なサービス」の利用 を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○体力の改善 に向けた支援 が必要なケー ス ○ADL・IADL の 改善に向けた 支援が必要な ケース <p>※3~6 ヶ月の 短期間で行う</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サ ービス B に 準じる
実施 市町村	<p>【会津】 会津若松市、喜多方市、 北塩原村、西会津町、 磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、 柳津町、三島町、 金山町、会津美里町</p> <p>【南会津】 下郷町、只見町、 南会津町</p>	<p>【会津】 会津若松市 西会津町 磐梯町 昭和村</p>		<p>【会津】 会津若松市 西会津町 猪苗代町 会津美里町</p> <p>【南会津】 桧枝岐村</p>	

②通所型サービス

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の 通所介護相当	多様なサービス		
サービス 種別	①通所介護	②通所型 サービス A (緩和した基準によ るサービス)	③通所型 サービス B (住民主体によ る支援)	④通所型 サービス C (短期集中予防サ ービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機 能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエー ション等	体操、運動等 の活動など、 自主的な通い の場	生活機能を改善 するための運動 器の機能向上や 栄養改善等のプ ログラム
対象者と サービス 提供の考 え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用してお り、サービスの利用の継続が必 要なケース ○「多様なサービス」の利用が 難しいケース ○集中的に生活機能の向上の トレーニングを行うことで改 善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様 なサービスの利用を促進して いくことが重要。 		<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体によ る支援等「多様なサービス」の利用 を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ADL・IADL の改 善に向けた支援が 必要なケース ※3~6 ヶ月の短 期間で行う
実施 市町村	<p>【会津】 会津若松市、喜多方市、 北塩原村、西会津町、磐梯町、 猪苗代町、会津坂下町、湯川村、 柳津町、三島町、金山町、 会津美里町</p> <p>【南会津】 下郷町、只見町、南会津町</p>	<p>【会津】 会津若松市 喜多方市 西会津町 昭和村 会津美里町</p> <p>【南会津】 桧枝岐村</p>		<p>【会津】 喜多方市 猪苗代町 会津坂下町 柳津町</p> <p>【南会津】 桧枝岐村</p>

【参考】厚生労働省老健局振興課 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

**住宅改修に係る市町村独自事業（要介護（要支援）認定者以外を対象とした住宅改修費支給）
(令和6年2月時点)**

(会津管内市町村) ※実施市町村のみ記載

市町村	介護保険適用の場合と同様か	内容		
		支給限度基準額	対象となる住宅改修	その他
会津若松市	異なる	工事費の9/10の額 上限：18万円 (生活保護受給者であるときは、工事費の全額で、上限20万円)	介護保険同様	対象者は、介護保険の認定を受けていない65歳以上の非課税世帯の方
喜多方市	異なる	対象工事費の3/4の額 上限：15万円	手摺の取り付け、段差解消、滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、和式・汽車式便器を洋式便器に取り替えるといった小規模の住宅改修	工事着工前の申請が必要
磐梯町	異なる	上限：18万円	介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修	
猪苗代町	異なる	対象経費の9/10以内の額 上限：18万円	町内に住所を有する60歳以上の高齢者又は当該高齢者と同居する家族が転倒防止等のために行う住宅改修	
湯川村	異なる	対象経費の9/10の額 上限：18万円	介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修	助成対象は以下の要件を満たす者 ①村長が住宅改修の必要を認めた者 ②60歳以上の高齢者（介護保険対象者を除く。）であって、その生計中心者の所

				得限度額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者
柳津町	異なる	工事費の 9/10 以内の額 上限 : 18 万円	介護保険同様 (要支援(要介護)状態とならないように実施する改修)	助成対象は以下の要件を満たす者 ①町長が住宅改修の必要を認める者 ②60 歳以上の高齢者 (介護保険給付対象者を除く。) であつて、その生計中心者の所得が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者
金山町	異なる	対象工事費の 1/2 以内の額 (千円未満切り捨て) 上限 : 15 万円	手すりの取り付け、段差の解消、洋式便器への取り換え	助成対象者は以下の要件を満たす金山町に居住の実態のある住宅の世帯主又は世帯員 ①金山町内に住所のある 65 歳以上の方がいる世帯 ②町税等の滞納がない世帯 ③今までに金山町高齢者住宅生活支援事業を活用したことのない世帯 ④事業に係る工事契約の相手方を町内業者とする者 ※2つ以上の世帯が居住している住宅は、1つの世帯とみなす。

(南会津管内市町村) ※実施市町村のみ記載

市町村	介護保険適用の場合と同様か	内容		
		支給限度基準額	対象となる住宅改修	その他
下郷町	同様			
檜枝岐村	同様			
南会津町	異なる	工事費の9/10の額 上限：13万5千円	介護保険同様	助成対象は以下の要件を満たす者 ①65歳以上の高齢者で、町長が住宅改修の必要性を認めた者（要介護又は要支援と認定された者を除く） ②世帯非課税の者 ③世帯に税等の滞納のない者

※事業の詳細は実施市町村に問い合わせること。